



はい！こちら消費生活センターです

成年年齢引下げ後の(18歳・19歳)消費者トラブルの状況

2022年4月1日より成年年齢が引下げられました。4月～10月末時点での18歳・19歳の消費者トラブルの状況のまとめです。相談の傾向は1位「脱毛エステ」・・・〈広告を見てお試しのつもりで店舗に行ったが、高額な契約をしてしまった。契約を解約したいが、電話が繋がらないとの相談等〉 2位「出会い系サイト・アプリ」・・・〈SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘われ、やり取りをするために有料のポイントの購入を何度も求められたという相談等〉 3位「商品一般」・・・〈自分あてに身に覚えのない商品が届いたという相談や架空請求についての相談等〉 4位「他の内職・副業」 5位「賃貸アパート」・・・〈管理会社のサポートに不満、退去時の原状回復トラブルの相談等〉 6位「アダルト情報」・・・〈サイトを見ていたら、突然登録完了画面が表示されたという相談等〉 7位「医療サービス」 8位「他の健康食品」・・・〈お試しのつもりが定期購入だったという相談等〉 9位「役務その他サービス」・・・〈副業サポート契約の相談等〉 10位「脱毛剤」と続きます。トラブル防止のポイントは①「お試し価格」や「すぐに儲かる」など、安さや気軽さ、メリットのみが強調された文言が広告や勧誘に用いられていることがあり、うのみにしないようにしましょう。②契約時には商品・役務などの内容、契約期間、支払総額をしっかりと確認し、納得したうえで契約しましょう。強引に契約を迫られたり、契約内容に不安なことがあったり、「お金がない」というと消費者金融からの借金やクレジットカードで支払うことを勧められる場合、必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。③トラブルに遭ってもクーリング・オフ(特定商取引法の訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供・業務提供誘因販売取引に該当する契約)や契約の取り消しができる場合があります。2022年4月1日より18歳から親権者の同意がなくても一人で契約することができるようになりました。一人で悩まず、不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ(電話又は来所)

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

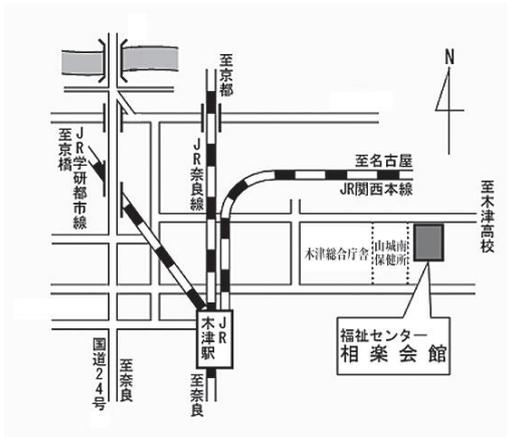
相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)

※土曜・日曜・祝日(年末年始除く)は075-811-9002(電話のみ)



相談すれば 楽になる